

感染症にかかったら、学校保健安全法の規定で、出席停止になります。かかった本人の回復のために、また、まわりへの感染防止のための措置です。もし、症状があったり、疑われたりする場合は、早めに病院を受診してください。もし、感染していると診断がでましたら学校へご連絡ください。*登校するには医師の許可が必要です。

がっこう よぼう かんせんしょう
学校において予防すべき感染症

| | 病 名 | 期 間 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風疹（三日ばしか） | 発しんが消失するまで |
| | 水痘（水ぼうそう） | すべての発しんが痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 | 症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |

はつねつ かぜしょうじょう ばあい しゅっせきていし
発熱などの風邪症状がみられる場合も出席停止になります

■新型コロナウイルス感染症対策のため、以下のような場合は出席停止になります。

（ただし、今後の感染状況等により変更となる場合があります。）

- ①感染が判明した者
- ②感染者の濃厚接触者に特定された者
- ③発熱等の風邪症状がみられる者
- ④（レベル2やレベル3の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者

（※7月7日時点では、丹波篠山市はレベル1の地域になります。）